

竜王西小学校

いじめ防止基本方針



学校教育目標

自ら学び 自ら考え 進んで行動する

心豊かでたくましい児童の育成

甲斐市立竜王西小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年11月策定

平成31年 3月改訂

令和7年 3月改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、竜王西小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定した。

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

（1）いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（平成25年6月28日公布「いじめ防止対策推進法」より）

（2）いじめに関する基本的認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。**けんかやふざけ合いも背後にある事情を調査する。**

全ての教職員が「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という共通認識に立ち、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。以下は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

いじめの基本的な認識

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・関係者が一体になって取り組むことが必要である。
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。

本校では、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

2 いじめ防止対策の組織

(1) いじめ防止対策のための組織「すこやか委員会」の設置

いじめの防止を実効的に行うために、次の機能を担う「すこやか委員会」を設置する。

【すこやか委員会】

〈構成員〉

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・教育相談コーディネーター
スクールカウンセラー・養護教諭

＊協議や対応する内容に応じて、組織の構成員は柔軟に定める。

〈役 割〉

- ① いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談 等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。

〈開 催〉

定例会を学期2回（3学期は1回）開催する。いじめ事案発生時は緊急開催をする。

3 いじめの未然防止の取組

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「いじめアンケート」やQ U検査の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 「参加感・達成感の得られる授業」の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感、自己有用感のもてる授業の展開に努める。
- I C Tを効果的に活用し、他者との協働的な学びの機会を増やし、コミュニケーション能力を育成できる授業に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高めるとともに、未発達な考え方や道徳的判断力の低さからおこる「いじめ」を未然に防止する。
- 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育て、いじめを抑止する。
- 障害のある児童や性同一障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童への組織的な指導をする。
- 人権教育を行う。

(3) 児童会活動・縦割り班活動の充実

- 学校行事への主体的な運営参加や委員会活動への自主的な取り組みを進めるなど、児童の自発的な活動を支援する。
- 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(4) 体験活動の充実

- 児童が、他者や社会・自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気づき、発見し、体得する。
- 環境体験や自然体験、福祉体験、勤労生産体験など発達段階に応じた体験活動を体系的に展開した教育活動に努める。

(5) 保護者や地域へのはたらきかけ

- 授業参観や懇談会の開催、学校・学年だより、HP等の広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- 学校は警察との連携し重大ないじめ事案や犯罪行為は通報すること、いじめ対応についての学校の措置へ協力を求めることについて、年度初めに周知する。
- 学年総会や各種会合において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換をする場を設ける。
- インターネット使用のルールやモラルなどスマホ・タブレット端末に関するネットリテラシーについての啓発や研修を行い、インターネット上のいじめの予防を図る。

(6) 保護者の役割

保護者は家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒がいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導を行うよう努めなければならない。また保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃からいじめの防止等について理解を深め、児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

4 いじめの早期発見の取組

「いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る」の認識のもと、日頃から児童が発する危険信号を見逃さないように努め、いじめの早期発見に努める。

(1) 朝・帰りの会や授業中などの観察

- 出席をとる時の児童の表情や声、体調、保健室等での様子など、日々の観察に留意する。
- 休み時間や昼休み、放課後の雑談などの機会に児童の様子に目を配り、「児童のいるところには、教職員がいる」ことを目指す。

(2) アンケートなどの実施やノート・日記指導等の活用

- いじめアンケート調査を各学期1回実施（7月、12月、2月）し、早期発見に努める。
- QU検査による学級生活状況調査を年間2回実施（6月、11月）し、児童のよりよい関係づくりに努める。
- 個人ノートや日記などから児童の交友関係や悩みを把握したり、連絡帳などの活用によって保護者との連絡を密に取ったりして、信頼関係を構築する。

(3) 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- 教職員と児童の信頼関係を形成する。
- 日常生活の中での教職員の声かけ等，児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- スクールカウンセラーの活用とともに，**定期的な相談機関を**設けて，教育相談を実施する。
- **いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話相談や相談窓口，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した相談について広く周知する。**

5 いじめへの対応

いじめに発展する可能性のある事案等の把握された場合，校長のリーダーシップのもと，「緊急すこやか委員会（以下，サポート班）」を招集し，事実関係の把握，被害児童のケア，加害児童の指導など，問題の解消までを行う。なお，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には，甲斐市教育委員会と甲斐警察署との連携を図る。（「サポート班」については，【いじめ対応マニュアル】参照）

(1) いじめ問題の対処の流れ … 別紙【いじめ対応マニュアル】を参照

(2) いじめ対応の留意点

- ① いじめを発見した場合は，まず，被害児童の安全を確保するとともに，校長に報告する。
- ② 校長は，いじめの報告を受けた場合は，「サポート班」を招集し，適切な役割分担を行い，被害児童のケア，加害児童等関係者の聞き取りを行い，その後の対応方針を決定する。
- ③ 被害児童のケアは，養護教諭やスクールカウンセラー，その他専門機関などと連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は，被害・加害児童とも保護者に事実関係を伝え，保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り，問題解決にあたる。また，事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は，必要があると認めるときは，加害児童について被害児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等，被害児童が安心して学習を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は，児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは，学校教育法第十一条の規定に基づき，適切に，当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめ問題への対応は，いじめを自分たちの問題として受け止め，主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。
- ⑧ いじめが「解消」したと判断するためには，いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする），被害者が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たさなければならない。

(3) インターネット上のいじめへの対応

○ 「インターネット上のいじめ」とは

スマートフォンや1人1台端末等を利用したインターネットやSNS等におけるいじめ。パソコンやスマートフォンを利用して，インターネット上の Web サイトやSNSを介した誹謗中傷や仲間外し等のいじめをおこなうもの。

児童および保護者が、発信された情報の高度に流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会を行う。

○未然防止のためには（懇談会等で伝えていくこと）

- ① 児童のパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと。特にスマートフォンを持たせる必要性について検討すること。
- ② インターネットへのアクセス・SNSの利用は「トラブルの入り口になっている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといった新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- ③ 「インターネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること。

○未然防止のためには（情報モラルに関する指導の中で児童に伝えていくこと）

- ① インターネットの危険性や児童たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。
- ② インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等重大な人権侵害に当たることについての児童の理解を深めることを目的に情報モラル教育を行う。
 - 発信した情報は、多くの人にすぐ広まること。
 - 匿名で書き込みをしても、書き込みを行った個人は必ず特定できること。
 - 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
 - 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や別の犯罪につながる可能性があること。
 - 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
 - 書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること。

6 警察との連携

学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害にあうことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談をできる連携体制を構築していく。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、甲斐市教育委員会と連携を図り、甲斐警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案において学校が警察に相談・通報を行うことは法令上求められており、こうした事案について警察への相談・通報を行ったことは、学校として適切な対応を行っているとして評価されるものである。いじめが犯罪行為に相当しうると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

7 その他の留意事項

(1) 校内研修の充実

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

(2) 学校評価の活用

いじめ問題への取り組みについての自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、公表する。

(3) 教育相談体制の充実

教職員の業務の見直しを行い、相談時間を一層確保するなど、教育相談体制を充実させる。

(4) 情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たることを十分に理解させるために、情報モラル教育を年間指導計画に位置付ける等、指導の充実を図る。

(5) 重大事態への対応

調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言しないことや、調査を行う組織を平時から設置しておく

7 いじめ防止指導計画

(1) いじめ防止年間指導計画 … 【別表1】

(2) いじめ対応マニュアル … 【別表2】

(3) いじめの未然防止、早期発見・早期対応に関する取り組み … 【別表3】

【別表1】

いじめ防止年間計画

竜王西小学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議等	PTA総会・学年総会で啓発	いじめ事案発生時に、緊急すこやか委員会【サポート班】の開催										
会	すこやか委員会		すこやか委員会		教職員研修	すこやか委員会		すこやか委員会	個別懇談で啓発活動		すこやか委員会	
防止対策				人権教室				道徳公開 いじめ防止に係わる講演会（教育を語る会）				
早期発見			児童アンケート Q&U検査	いじめアンケート				児童アンケート Q&U検査 保護者アンケート	いじめアンケート 教育相談		いじめアンケート 教育相談	

いじめ対応マニュアル（いじめを把握したとき）

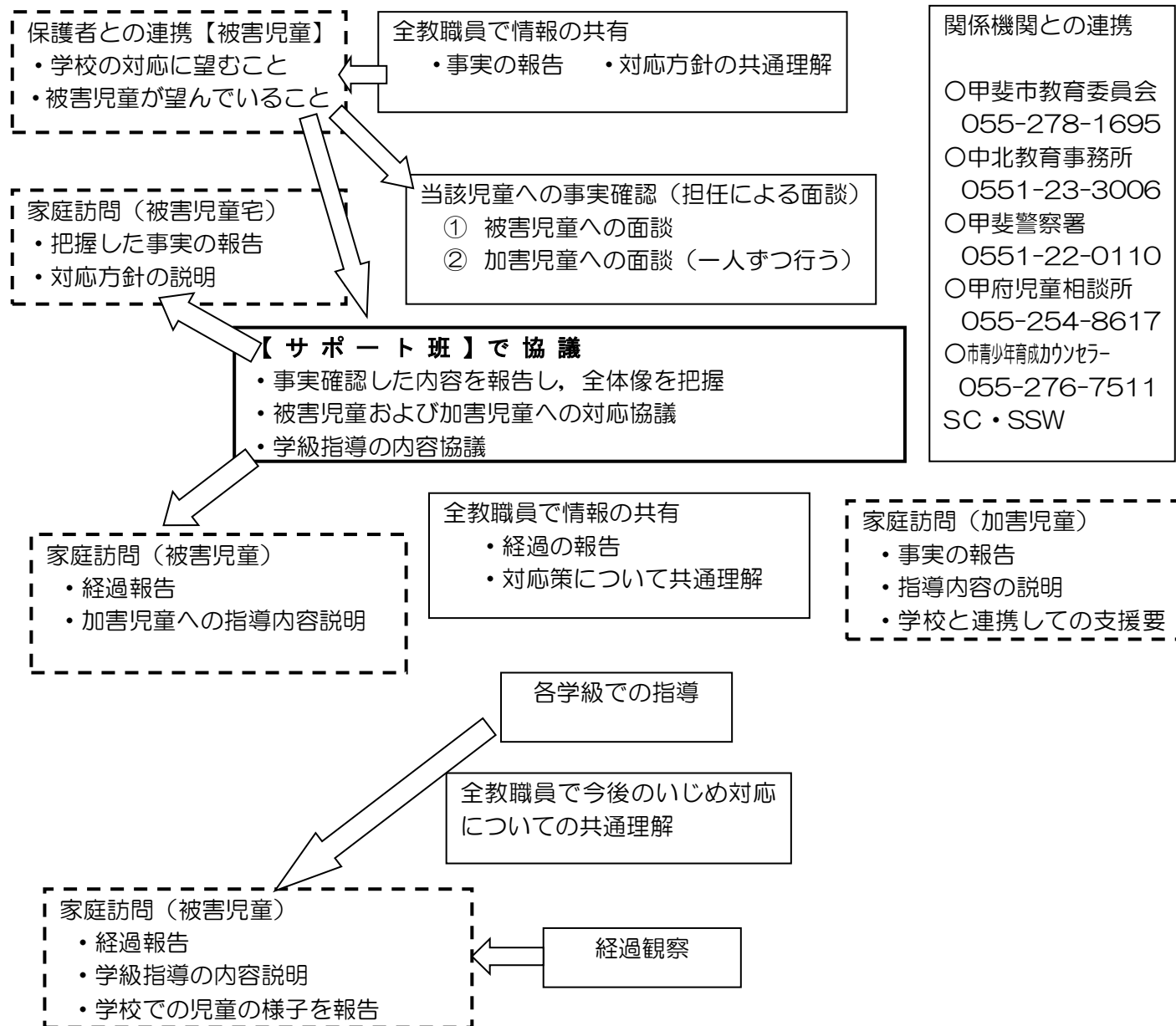
いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握

生徒指導主任に報告

校長（教頭）に報告

緊急すこやか委員会【サポート班】の招集

- ・ 校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭・関係担任
教育相談コーディネーター・スクールカウンセラー
- ・ 事実確認の方法と対応方針の決定



*関係児童への面談の記録を残す。（担任）

*サポート班での協議内容、事案への対応の記録を残す。（生徒指導主任）

【別表3】 いじめの未然防止、早期発見・早期対応に関する取組

1 学校全体としての取組

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止		○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育・情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組	○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくり ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加
いじめの早期発見		○集団から離れて一人でいる児童への声かけ ○個別面談やアンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及	○日常的・積極的な子どもの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意
いじめの早期対応	暴力を伴う	○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休み時間や登下校時にも教師による身回りを行うなど被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や信条の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	いじめ加害者側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（警察・児童相談所等）との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を伴わない	○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休み時間や登下校時にも教師による身回りを行うなど被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や信条の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	いじめ加害者側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談・カウンセラー等）との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行為がわかりにくい	○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や信条の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	いじめ加害者側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
直接関係がない児童		○傍観することがいじめに加担することと同じであること、被害者児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導	○いじめに気づいた場合、傍観者にならず学校や保護者へ通告できるよう指導 ○どんな場合でも加害者や傍観者にならない強い意志を育成

2 家庭や地域との連携

各家庭での取組	○子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気づくことのできるような啓発（PTA教育講演会の実施等） ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓発
地域での取組	○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡